

第4章 国の取組

国は、循環基本計画を策定し、国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの育成を図りつつ、関連する法律の着実な施行を始めとする国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進めます。また、循環型社会の形成のための各主体の活動への支援や情報の整備・提供など各種政策手法の適切な活用により、各主体の行動の基盤づくりを実施します。さらに、自らも事業者・消費者として循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行していきます。

具体的には、以下のような取組を進めます。

第1節 自然界における物質循環の確保

自然界における物質の循環の確保のため、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源などの自然界での再生が不可能な資源の使用量の増大を抑制し、再生資源や持続的利用が可能となるように、環境に適切に配慮しつつ収集等がなされたバイオマスなどの活用を促進します。また、バイオマスなどの再生可能エネルギーの積極的な利活用を行うとともに、森林整備などの自然環境の保全のための施策を講じます。なお、バイオマスの有効活用については、バイオマス・ニッポン総合戦略（平成14年12月27日閣議決定）の着実な実施を図っていきます。

第2節 ライフスタイルの変革

循環型社会の形成を着実に推進するため、環境教育・環境学習などを、子供から高齢者までのすべての年齢層を対象として、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場など多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進します。

また、国民、NPO・NGO及び事業者などによるリースやレンタル制度の普及、リサイクル・リペアショップの利用、フリーマーケットの開催、グリーン購入、エコバッグ（買い物袋）の持参、廃棄物等の回収などのリユースやリサイクルの活動が促進されるよう、必要な情報の提供などの支援を行います。

なお、このような情報提供にあたっては、幅広い層への意識啓発を進めるため、NPO・NGOなどの民間団体等と連携しながら各種の集中的なキャンペーンの実施やマスメディアを含む様々な媒体の活用に留意します。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

循環型社会の形成を積極的に推進するため、国自らも事業者・消費者としてグリーン購入などを行うとともに、各主体が再生品などのグリーン製品・サービスや自然エネルギーなどを積極的に利用し、循環型社会ビジネス市場が成育するよう、環境ラベリングやグリーン製品・サービス関連情報の提供、再生品などの品質・安全性等に関する評価基準と試験評価方法に関する規格化の推進などを行います。また、各主体が自主的にグ

リーン購入をすること、市場メカニズムに基づき適切な費用分担が行われることなどを促すための税・課徴金、デポジット制、ごみ処理手数料等の経済的手法の効果などについて検討します。

さらに、循環型社会ビジネスの振興のため廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続の合理化や法規制の徹底を図るとともに、事業活動への環境配慮の織り込みを確実なものとしていくため中小企業を含めた事業者における環境管理システムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表などの自主的取組を促進します。

特に、循環型社会の形成の礎となる廃棄物処理業については、市場の不透明さや一部の業者の不法投棄などの不適正な行為が業界全体のイメージを下げている状況を踏まえ、適正なりサイクルや処分に要する費用の透明化と徴収、第三者機関などによる優良業者の格付制度の導入や表彰の実施、優れたプラントや事業活動例を地域や学校での環境教育の場として積極的に開放していくための検討などを行います。

一方、地域の特性を生かしつつ、民間団体や自治体が行う生ごみや廃油の回収・処理による肥飼料化などの再資源化活動を営利的・持続的に行ういわゆる地域コミュニティー・ビジネスの成育を図ります。

循環型社会の形成に資する科学及び技術については、製品の生産工程における廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用などが促進されるような製品設計・生産システムの工夫や環境への負荷の小さい素材開発等グリーンインダストリーの推進を行うとともに、技術開発・普及のため、技術情報やライフサイクル・アセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）等の製品情報などの収集・整理・提供を図ります。このため、産学官の連携のもと、試験研究体制の整備、産業ニーズに沿った研究開発の推進及びその成果の普及、環境技術の環境保全効果等の第三者評価システムの構築、環境技術に関する専門性の高い、幅広い人材を確保するための研究者・技術者の養成、中小企業を始めとする事業者に対する技術指導などの措置を適切に講じます。

また、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分のための設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講じます。

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

廃棄物等の適正な循環的利用及び処分を推進するため、循環基本法に定める優先順位に基づき、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分を行います（ただし、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位にこだわることなく、より適切な方法を選択します）。また、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては、事業者や国民などの排出者が一義的な責任を有するという排出者責任の考え方と、製品の製造者などが製品の使用後の段階などで一定の責任を果たすという拡大生産者責任の考え方に基づき、製品ごとの特性に応じて、具体的措置の一層の推進を図ります。特に、製品の製造者などが製造工程や製品に使用される有害物質について、その使用量を極力低減しようとする自主的取組を促進するとともに、

有害物質の適正な回収・再生利用・処分の仕組みを整備します。さらに、廃棄物等の有害性の評価を始め、廃棄物等の循環的利用及び処分が環境に与える影響などの調査研究、適正処理技術の開発や普及などを実施します。

建設工事に伴って発生する廃棄物等については、産業廃棄物全体の発生量及び最終処分量に占める割合が高く、法律、国の指針等に基づき、その再資源化を進めるとともに、公共工事等において再生資材の利用を推進するなど、循環型社会の形成に向けた取組を着実に進めます。

一方、廃棄物等の循環的な利用及び処分による環境の保全上の支障の防止及び除去等のため、廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化、不適正処理などの違法行為を抑止するための監視・取締りなどにより不法な処分を防止するとともに、万が一、不法な処分がなされた場合には、適切かつ迅速な原状回復の推進を図ります。

経済のグローバル化に伴う国際的な循環については、環境規制が十分に整備されていない国への廃棄物等の輸出が結果的に現地での環境破壊を招くことについての国際的な関心の高まりを踏まえ、バーゼル条約による有害廃棄物に対する環境に配慮した管理の取組などを進めます。また、各国の実情の把握とその状況に合わせた我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムの提供や研修生の受け入れの実施、輸出港の集約化など効率的な国際静脈物流システムの検討などを行っていきます。

さらに、各地域におけるごみの散乱防止のための対策を検討するとともに、必要な啓発などを行います。

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

循環型社会の形成を図る上で、廃棄物等の循環的な利用や処分のための施設は不可欠です。これらの施設については、技術開発の支援や経済的な助成措置、民間主導の公共サービスの提供すなわちPFI（Private Finance Initiative）の手法など様々な手法を活用して、十分な再生利用能力の確保や施設の適正配置に留意しながら、その整備を促進していきます。

また、適正処理を確保するために、最終処分場などについて、引き続き整備を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を越えた広域的な対応を推進します。特に、産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の適正処理を十分に確保するために必要がある場合には、排出事業者の責任を原則としながら、公共関与による施設整備の促進などにより、安全かつ適正な最終処分場を確保します。

なお、これらの施設整備にあたっては、積極的に情報公開や、市民との対話の推進を計りつつ、環境への配慮を十分に行いながら、進めていきます。

リユースやリサイクルに係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、トラック輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において鉄道や海運を活用するなど効率的な静脈物流システムの構築を推進します。

一方、廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処分の状況、これらの将来の見通し、廃棄物等の素材・組成・設計等の技術データ、廃棄物等の循環的な利用及び処分による環境への影響などについて、正確な情報を把握し的確な分析を行うとともに、ITの活用も図りながら、これらの情報を各主体が迅速かつ的確に入手し、利用・交換できるようにします。

また、事業者、大学、研究機関、国、地方公共団体などの産学官において、人材交流や情報交換などを促進し、人材の質的・量的充実を図ります。さらに、国及び地方公共団体の職員、環境教育・環境学習に携わる教員などに対する研修制度の充実により、その資質の向上を図ります。

このほか、循環型社会の形成のためには、地域における取組が重要であり、そのような取組において果たす役割の大きい地方公共団体の講ずる施策に対し、必要な財政的及び技術的支援を行うとともに、循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域における様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していきます。

第5章 各主体の果たす役割

国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体（都道府県・市町村）、国等のすべての主体は、相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担の下で、適正かつ公平な費用負担により各種の施策を着実に講じていくことが必要です。

具体的には、以下のような取組を進めます。

第1節 国民

国民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向けライフスタイルの見直しなどをより一層進めていくことが期待されます。

具体的には、使い捨て製品の使用や過剰包装の自粛、簡易包装の推進、エコバッグの利用、再生品や詰め替え製品の優先的な購入やレンタル、リース制度の利用などの環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択、ごみの減量化・リサイクルのための分別収集への協力、自転車や公共交通機関の利用、バイオマスの利活用等の取組により、日常生活に伴う環境への負荷が低減されます。さらに、地域の環境に関心を持つとともに、環境教育・環境学習や環境保全のための活動への参加・協力などにより、地域における循環型社会が形成されます。

第2節 NPO・NGO

NPO・NGOは、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことなどを通じて社会的な信頼性を高めるとともに、各主体の環境保全活動のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。

具体的には、3Rの推進や地域住民のライフスタイルの見直しの支援など地域の環境保全のための活動、国民・事業者などの循環型社会の形成に向けた行動の促進のための環境教育・環境学習や啓発活動、さらに地域コミュニティ・ビジネスとして持続可能かつ広がりのある活動が行われます。

第3節 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取組、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などをより一層推進していくことが期待されます。

具体的には、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減、製品の長寿命化や再生資源を始めとする環境への負荷の低減に資する原材料・製品やサービスなどの利用、適正な処理が困難であったり、資源価値の高い製品についての引取りや適正な循環的利用及び処分の実施、資源及びエネルギーの利用の効率化など

により事業活動に伴う環境への負荷が低減されます。製品については、資源採取、製造、流通、消費、廃棄などの各段階における環境への負荷が低減されるよう、LCAなどを実施し、全段階における環境への負荷を視野に入れた開発が行われます。また、グリーン製品・サービスの普及のため、コストの低減や品質・デザイン性などについて消費者の嗜好を反映した魅力ある製品の開発、製造、流通への取組がなされます。さらに、環境ラベルなどによる製品・サービスなどに係る環境への負荷についての消費者への情報提供や、環境報告書などの作成と公表による事業活動に係る環境への負荷及びその低減のための取組についての情報開示と提供、販売時のグリーン製品・サービスの品揃えやディスプレイ（陳列）の工夫などが進められます。

事業者のうち廃棄物処理業者の循環型社会の形成に果たす役割は極めて重要であり、廃棄物等の排出者の協力を求めながら、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分が進められるとともに、事業活動に伴う環境への負荷が低減されます。

第4節 地方公共団体

地方公共団体は、地域づくりを推進していく上で重要課題の一つである循環型社会を形成するため、地域の自然的・社会的条件に応じた法・条例の着実な施行や廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施にとどまらず、各主体間のコーディネーターとしての役割を果たすことが期待されます。

具体的には、地域づくりにおいて、廃棄物の分別収集・適正処理はもとより、経済的手法などを必要に応じ適切に活用した3Rの推進、廃棄物処理施設などの公共的施設の整備などにより、環境への負荷が低減されます。また、地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者としての役割を踏まえ、NPO・NGO等の民間団体や事業者などと協力して、地域住民のライフスタイルの見直しへの支援や環境に配慮されたグリーン製品・サービスや地産商品の推奨・情報提供など地域の特性に応じた循環型社会の形成に向けた施策が総合的かつ計画的に進められます。

さらに、自らも事業者としてグリーン購入や環境管理システムの導入など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行するとともに、循環基本計画を踏まえ、地域における循環型社会形成推進のための基本計画の策定が行われていきます。

第6章 計画の効果的实施

第1節 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見を聴きながら、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて、環境基本計画の点検との連携を図りつつ循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して報告することとされている年次報告（循環型社会白書）などに反映します。

また、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、循環基本計画の見直しを行うこととし、見直しの時期は、5年後程度を目途とします。

第2節 関係府省間の連携

政府は、閣議のほか関連する閣僚会議・関係府省連絡会議などの場を通じて緊密な連携を図り、循環基本計画に掲げられた循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

また、環境基本計画を除く国の他の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進します。

特に、地球温暖化対策や自然界における物質循環など循環型社会の形成と密接な関係にある他の施策との有機的な連携を図っていきます。

第3節 個別法・個別施策の実行に向けたスケジュール（工程表）の確立

今後、政府が循環型社会の形成に向けて取り組む法律の施行や施策の実施については、別表のスケジュール（工程表）のとおりです。

(別表) 個別法・個別施策の実行に向けたスケジュール

年度	13～14	15	16	17	18	19	20～
循環型社会形成推進基本法	循環基本計画の策定		循環基本計画のフォローアップ			循環基本計画の見直し	
	年次報告(循環型社会白書)の国会提出・公表						
	ライフスタイルや事業活動の変革(リ・スタイル: Re-Style)に向けたモデル事業、環境教育・普及啓発(政府公報、パンフレット、インターネットによる情報提供など)の実施など循環型社会の形成に向けた取組の推進						
廃棄物処理・リサイクル法	法律の着実な施行を図るとともに、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。						
廃棄物処理法	リサイクルなど適正な処理の推進と不適正処理の防止を一層図るための法律の見直し・法改正(14年度～)					廃棄物の減量化の目標量の見直し	法律の評価・検討(23年度末頃まで)
資源有効利用促進法	法律の施行(13年4月)						法律の評価・検討(20年度末頃まで)
容器包装リサイクル法				法律の評価・検討			
家電リサイクル法	法律の施行(13年4月)				法律の評価・検討		
食品リサイクル法	法律の施行(13年5月)				法律の評価・検討		
建設リサイクル法	法律の施行(14年5月)					法律の評価・検討	
自動車リサイクル法			法律の施行(16年末頃)				法律の評価・検討(21年度末頃まで)
P C B 廃棄物処理促進特別措置法	法律の施行(13年7月)				P C B 廃棄物の全国的な処理体制の整備(18年度頃)		法律の評価・検討(23年度末頃まで) P C B 廃棄物の処理の完了(28年度)
グリーン購入法	法律の施行(13年4月)						
	法律の着実な施行を図るとともに、グリーン製品・サービスの開発・普及の状況等に応じ、対象品目やその基準等を適宜見直します。						
主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策	食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施(14年度～)						
	F R P 船のリサイクルに向けた対策の検討(14年度～)						
	「建設リサイクル推進計画2002」(14年5月)の策定	計画に基づく建設廃棄物の3Rの推進					
不法投棄・原状回復対策	不法投棄地の原状回復に向けた対策の検討・法制化(14年度～)						平成9年度以前までの不法投棄を一掃し、原状回復を実施(24年度)

産業廃棄物の最終処分場の整備					要最終処分量の5年分程度の確保(22年度)
技術開発	ゴミゼロ型・資源循環型技術研究イニシャティブの実施(14年度~)				
その他	廃棄物系バイオマスの炭素量換算での80%以上の利活用等を目的とする「バイオマス・ニッポン総合戦略」(14年12月閣議決定)の実現(~22年度)				
	新エネルギーの普及促進に向けた「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の完全施行(15年4月)				
	静脈物流システムの構築(「新総合物流施策大綱(13年7月閣議決定)」の実現) リサイクル拠点や輸送の実態把握、効率的な静脈物流システムの検討を行い、その具体化を図ります。(~17年)				
	京都議定書の6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の実行(第1ステップ)	京都議定書の6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の実行(第2ステップ)			京都議定書の第1約束期間(~24年度)

(参考)

化石系・金属系・非金属鉱物系・バイオマス系資源の有効利用に対する取組進捗度の指標例

業種別の最終処分の削減目標	業種別の目標値（平成10年度比の平成22年度削減割合）			産構審品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドライン（平成2年度策定、平成13年7月改定）
	業種	関係団体等	削減率	
	鉄鋼業	(社)日本鉄鋼連盟	50%	
	紙・パルプ製造業	日本製紙連合会	57%	
	化学工業	(社)日本化学工業協会	52%	
	板ガラス製造業	板硝子協会	42%	
	非鉄金属製造業	日本鉱業協会	41%	
		日本伸銅協会	13%	
		日本アルミニウム合金協会		
		日本アルミニウム協会	14%	
		日本電線工業会	25%	
	電気事業	電気事業連合会	16%	
	自動車製造業	日本自動車工業会	50%以上	
	電子・電気機器製造業	電子・電気等4団体	21%	
	石油精製業	石油連盟	38%	
	ゴム製品製造業	日本ゴム工業会	30%	
	石炭鉱業	石炭エネルギーセンター	36.4%	
ガス業	日本ガス協会	25%		
品目別の目標	品目別の目標値			
	品目	設定項目	率等	目標年
	紙	古紙利用率（紙・パルプ製造業）	60%	H17年度
	ガラスびん	カレット利用率	80%	H17年度
	スチール缶	リサイクル率	85%	
	アルミ缶	再生資源の利用率	80%	H14年度
		缶材への使用割合	80%	H14年度
	プラスチック	PETボトル（飲料用、しょう油用）のリサイクル率	50%	H16年度
		発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材のリサイクル率	40%	H17年度
		農業用塩化ビニルフィルムのリサイクル率	60%	H13年以降
		塩ビ製の管・継手のマテリアルリサイクル率	80%	H17年度
	自動車	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年度以降
		新型車の鉛使用量（バッテリーを除く）	H8年の概ね1/3	H17年末
		使用済自動車のリサイクル率	85%以上 95%以上	H14年以降 H27年以降
	オートバイ	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年以降
		新型車の鉛使用量（バッテリーを除く）	H8年使用量以下	H14年以降
		使用済オートバイのリサイクル率	85%以上 95%以上	H14年以降 H27年以降
	タイヤ	リサイクル率	90%	H17年
	家電製品	エアコンの再商品化率	60%以上	H13年度
		テレビの再商品化率	55%以上	H13年度
		冷蔵庫の再商品化率	50%以上	H13年度
		洗濯機の再商品化率	50%以上	H13年度
	小型二次電池	小型シール鉛電池の再資源化率	50%	H13年度
		ニッケル水素電池の再資源化率	55%	H13年度
		リチウム二次電池の再資源化率	30%	H13年度
		ニカド電池の再資源化率	60%	H13年度
		ニカド電池の回収率	45%以上	H17年度
	消火器	回収率	85%	H13年
	ぱちんこ遊技機	マテリアルリサイクル率	35% 55%	H13年度 H17年度
		デスクトップ型パソコン本体	50%	H15年度
	パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	ノートブック型パソコン	20%	H15年度
		ディスプレイ装置	55%	H15年度
デスクトップ型パソコン（CRTを含む）		60%	H17年度	

特定家庭用機器廃棄物の再商品化を実施すべき量に関する基準	種類	再商品化率*	実績 (H13年度)	特定家庭用機器再商品化法施行令第4条
	エアコン	60%以上	78%	
	テレビ	55%以上	73%	
	冷蔵庫	50%以上	59%	
	洗濯機	50%以上	56%	
*再商品化を実施すべき量(総重量に対する割合)				

食品循環資源の再利用等を実施すべき量に関する目標	全ての事業者において少なくとも年間排出量の20%以上【平成18年度】 (実績:9%【平成8年度】)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(食品リサイクル法基本方針)
--------------------------	--	---------------------------------------

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標	コンクリート塊:95%【平成22年度】 アスファルト・コンクリート塊:95%【平成22年度】 建設発生木材:95%【平成22年度】 (注)国の直轄事業においては当該3品目について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを旨とする。	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針(建設リサイクル法基本方針)
-----------------------	---	--

建設リサイクル推進計画の目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>平成17年度 目標値</th> <th>平成22年度 目標値</th> <th>平成12年度 実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊 1</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊 1</td> <td>96%以上</td> <td>96%以上</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥 2</td> <td>60%</td> <td>75%</td> <td>41%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材 1</td> <td>60%</td> <td>65%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材 2</td> <td>90%</td> <td>95%</td> <td>83%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>平成12年度排出量 に対して25%削減</td> <td>平成12年度排出量 に対して50%削減</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体 2</td> <td>88%</td> <td>91%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>建設発生土 3</td> <td>75%</td> <td>90%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>	品目	平成17年度 目標値	平成22年度 目標値	平成12年度 実績値	アスファルト・コンクリート塊 1	98%以上	98%以上	98%	コンクリート塊 1	96%以上	96%以上	96%	建設汚泥 2	60%	75%	41%	建設発生木材 1	60%	65%	38%	建設発生木材 2	90%	95%	83%	建設混合廃棄物	平成12年度排出量 に対して25%削減	平成12年度排出量 に対して50%削減		建設廃棄物全体 2	88%	91%	85%	建設発生土 3	75%	90%	60%	建設リサイクル推進計画2002 (平成14年5月)
	品目	平成17年度 目標値	平成22年度 目標値	平成12年度 実績値																																		
アスファルト・コンクリート塊 1	98%以上	98%以上	98%																																			
コンクリート塊 1	96%以上	96%以上	96%																																			
建設汚泥 2	60%	75%	41%																																			
建設発生木材 1	60%	65%	38%																																			
建設発生木材 2	90%	95%	83%																																			
建設混合廃棄物	平成12年度排出量 に対して25%削減	平成12年度排出量 に対して50%削減																																				
建設廃棄物全体 2	88%	91%	85%																																			
建設発生土 3	75%	90%	60%																																			
<p>1:再資源化率</p> <ul style="list-style-type: none"> アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊;(再使用量+再生利用量)/排出量 建設発生木材;(再使用量+再生利用量+熱回収量)/排出量 <p>2:再資源化・縮減率</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設汚泥;(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量)/排出量 建設発生木材;(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量)/排出量 <p>3:有効利用率</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設発生土;(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量)/土砂利用量 ただし、利用量には現場内利用を含む。 																																						